北秋田市民応援チケット事業 第2弾

物価の急激な高騰が続いており、生活に影響が及んでいます。皆さんの経済的な負担を軽減し、消費を刺激することで地域経済の活性化を図るため応援チケットを全市民へ配布します。

【お問合せ先】
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室
〒018-3312 北秋田市花園町15-1
☎84-8567 FAX 62-5551

対象者

令和5年3月1日において、本市の住民基本台帳に登録されている方

チケット額面

1人あたり10,000円
1,000円券8枚、500円券4枚

※大型店および中小小売店舗で利用できる
▼共通券5枚
（1,000円×3枚）　（500円×2枚）

※中小小売店舗のみで利用できる
▼中小小売店専用券7枚
（1,000円×5枚）　（500円×2枚）

利用期間

チケット配布日から令和5年8月31日まで

配布方法

ゆうパック（対面手渡等）により配布。
※住民基本台帳に登録されている世帯主宛てに世帯全員分のチケットを配布します。
※3月1日における住民基本台帳の登録に基づき配布するため、異動日が3月2日以降の日付となる届出については、配布数に反映されませんのでご注意ください。
※冬季の配達により、多くの時間を要することが考えられます。
必ず全世帯に配布されますのでお待ちください。また、配達に関するお問い合わせをいただいても、個別に配達の対応はできませんので、ご了承ください。

配布時期

チケットの配布は、3月中旬より順次行います。

利用可能店舗

チケット取扱店として登録された市内の店舗

その他

当チケットは、以下に掲げる物品および役務の提供での利用や、転売、譲渡、換金等は禁止させていただきます。
（1）不動産や金融商品
（2）商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
（4）国税、地方税や使用料などの公租公課
（5）たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
・当チケットにおつりはでません。
・配布後のチケットの盗難、紛失、滅失等について再発行は行いません。

(国の出産・子育て応援給付金事業)

＼妊婦さんや子育て家庭の皆さんが安心して出産・子育てできますように／

きたあきた赤ちゃん応援事業

がスタートします！

市では、赤ちゃんの健やかな育ちを応援するため、妊婦さんおよび子育て家庭の皆さんを「相談支援」と「経済的支援」の両方からサポートする「きたあきた赤ちゃん応援事業」を行います。

応援その1「相談支援」

市保健師・助産師と面談し、ライフスタイルにあった出産・育児を一緒に考えます

応援その2「経済的支援」

マタニティギフト・ベビーギフトをお贈りします

詳細は下記をご覧ください。

応援その1「相談支援」

面談は2回（希望者は3回）です。ご家族の方もぜひ一緒に参加してください。

妊娠届出時（母子健康手帳交付時）

出産に関する心配や不安を解消し、出産までの見通しを立てましょう。

妊娠8か月頃（妊娠中の電話支援時）

出産を間近に控え、体調の確認と出産後の見通しを一緒に確認しましょう。（面談は希望者のみ）

出生後（こんにちは赤ちゃん訪問時）

お母さんの体調や育児に関する心配ごとについてお聞かせください。

応援その2「経済的支援」

左記の面談に参加した方へお贈りします。詳細は、母子健康手帳交付時にご案内します。
ベビー用品の購入・わんぱぁくなどでの一時預かり等にご利用いただけます。

マタニティギフト

市内に住所を有する妊婦さんに対し、妊娠の届出後に現金5万円を支給します。

ベビーギフト

市内に住所を有する赤ちゃんの養育者に対し、出生後（こんにちは赤ちゃん訪問後）に現金5万円を支給します。

※この事業は令和4年4月以降の妊娠・出産が対象です。令和4年4月以降にすでに妊娠を届け出た方やお子さんが誕生した方については順次郵送でご案内しますのでご確認ください。

【問い合わせ】
「相談支援」 子育て世代包括支援センター「ココロン」（保健センター内）☎62-6681
「経済的支援」 福祉課こども福祉係 ☎62-6638